

委 託 契 約 書 (案)

委託者 一般財団法人長野県文化振興事業団 長野県松本文化会館 館長 津村 卓（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、次の条項により、長野県松本文化会館における飲食店運営業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 長野県松本文化会館 飲食店運営業務
- (2) 業務の内容 長野県松本文化会館2階レストスペースにおける飲食店の運営
- (3) 施設及び設備 カウンター、厨房、従業員トイレ、休憩室、食品庫
(客席スペースは飲食店利用者に限らず使用することのできるフリースペースとする)
- (4) 業務実施方法 別紙「長野県松本文化会館 飲食店運営業務仕様書」に基づく

（委託期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和8年 月 日から令和11年3月31日までとする。
ただし、契約の満了日までに甲が本施設に係る指定管理を解除された場合は、解除された日をもって契約を終了する。

（管理手数料）

第4条 乙は、本業務に係る営業許諾、施設使用に対する受託経費として、管理手数料を甲に支払うものとする。

- 2 乙は、本業務に係る売上金を収受し、管理手数料として当該売上金（消費税含む）の %を甲に支払うものとする（1円未満の端数は切り捨てる）。
- 3 甲が業務上必要として、乙の飲食の提供を受けた場合は、その該当する金額を管理手数料から減額または相殺する。
- 4 第1項の支払に係る経費は乙の負担とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

（管理手数料の支払）

第6条 乙は、各年度の委託業務について、甲の発行する請求書を受領した日から30日以内に、第4条に規定する管理手数料を甲に支払うものとする。

(費用負担)

第7条 本委託業務の実施における貸与備品以外の什器、備品及び消耗器具類の費用、光熱水費、人件費、清掃費、廃棄物処理費用、その他飲食店運営に係る一切の経費は、乙の負担とする。

2 光熱水費（上下水道、電気）については、甲が飲食店運営に係る毎月の使用料を算定し、乙は、甲の発行する請求書により、納期限までに甲に支払うものとする。

(業務実施状況の報告)

第8条 乙は、飲食店運営において甲と密接に連携し業務を遂行するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況等について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(会館の運営・事業への協力)

第9条 乙は、甲の主催又は共催する事業のほか、文化会館の運営において飲食提供業務等の協力を求められたときは、乙が本業務を遂行するに当たり支障のない範囲で協力するものとする。

(業務完了報告)

第10条 乙は、毎月、本業務を完了したときは、営業日数、利用者数、売上実績等を記載した業務完了報告書を翌月15日までに甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

(再委託等の禁止)

第12条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではない。

2 乙は、施設等及び設備等を第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 乙が本業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、第三者の行為は乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本業務の履行に当たり知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また本契約終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第15条 本業務の履行に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が乙の責めに帰したい事由による場合においては、甲、乙協議して定めるものとする。

(契約の変更)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を変更することができる。

(契約の解除等)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

(2) 契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により情報漏洩等の事故が発生したとき。

(4) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたとき、甲に損害が生じた場合、乙は甲の請求に基づき、この損害額について支払わなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りではない。

(安全確保上の問題への対応)

第18条 乙は、本業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む。)等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第19条 乙は、当該契約に係る義務の履行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第20条 甲がこの契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写しの提出について、協力を要請することができる。

(業務委託業者の引継ぎ)

第21条 乙は、本契約が期間満了、解除、解約又はその他の事由により終了し、新たな本業務の受託者が決定した場合は、業務内容について速やかに引継ぎの協議を行い、本業務に支障がないようにしなければならない。

(施設等の返還等)

第22条 本契約が期間満了、解除、解約又はその他の事由により終了した場合、乙は甲に対し、甲の承認があった場合を除き、施設等及び設備等を原状に回復して引き渡さなければならない。ただし、経年劣化及び通常の用途に従って使用した損耗等を除くものとする。

2 乙の所有物については、乙が本契約終了後、甲、乙協議して定めた期限内にこれを搬出するものとする。

(疑義の解決)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 住所 長野県松本市水汲69-2
氏名 一般財団法人長野県文化振興事業団
長野県松本文化会館
館長 津村 卓

乙 住所
法人名
代表者職・氏名